

会議録

会議名	令和4年度第1回 八王子市営住宅管理審議会	
日時	令和4年(2022年)11月29日(火) 午後2時00分~午後2時30分	
場所	八王子市役所議会棟 4階 第5委員会室	
出席者氏名	委員	【1号委員】朝日ちさと委員、神辺和幸委員、外池正明委員 【2号委員】梶原幸子委員(会長)、久保井博美委員、 【3号委員】小田切君江委員、國松陽子委員、水田明美委員
	説明者	小島昭仁住宅政策課長、秋山三成主査
	事務局	小島昭仁住宅政策課長、秋山三成主査、 松森奨主任、井上遥介主事、峯崎桃花主事
欠席者	【2号委員】前田佳子委員	
議題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市営住宅の募集・応募状況について (2) 市営住宅の随時募集の実施について (3) 八王子市営住宅条例の単身者の入居資格に係る除外規定の廃止について (4) 東京都パートナーシップ宣誓制度の実施に伴う市営住宅の入居要件の取扱いについて 	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由	—	
傍聴人の数	なし	

<p>配 付 資 料</p>	<p>資料 1 市営住宅の募集・応募状況について 資料 2-1 市営住宅随時募集の実施について 資料 2-2 市営住宅随時募集の制度概要 資料 2-3 市営住宅の募集残について 資料 3-1 八王子市営住宅条例の単身者の入居資格に係る除外規定の廃止について 資料 3-2 障害者の公営住宅への入居等の取扱いについて 資料 3-3 東京都営住宅条例等の改正について 資料 3-4 八王子市営住宅条例改正案 新旧対照表 資料 4-1 東京都パートナーシップ宣誓制度の実施に伴う市営住宅の入居要件の取扱いについて 資料 4-2 八王子市営住宅条例 資料 4-3 東京都営住宅条例等の改正について 資料 4-4 東京都パートナーシップ宣誓制度の実施に伴う市営住宅入居者募集案内の記載内容変更イメージ 資料その他 第 23 期八王子市営住宅管理審議会委員名簿 資料その他 八王子市営住宅管理審議会条例</p>
<p>会議の内容 (要旨)</p>	<p>1 資料確認【事務局説明：秋山主査】 2 開催方法 (1) 会議及び会議録の公開の可否 ア 会議は原則公開 イ 個人情報などに及ぶ場合は、会議を非公開とし議事を進行 (2) 会議録 ア 事務局にて要点筆記のうえ、原則公開 (3) 会議録署名人の決定 ア 朝日委員に依頼（了承） (4) 傍聴人の確認 なし (5) 会議の成立 ア 9名中8名出席 イ 委員の過半数以上の出席があり、本審議会は有効に成立</p>

<p>会議の内容 (要旨)</p>	<p>3 議事</p> <p>(1)「議題 1 市営住宅の募集・応募状況について」</p> <p>事務局から説明。</p> <p>【秋山主査】</p> <p>市営住宅の募集・応募状況について説明。</p> <p>令和 4 年 1 月募集。ポイント方式。こちらの募集戸数は 22 戸、応募者数は 59 名、応募倍率は 2.7 倍。</p> <p>令和 4 年 4 月募集。抽せん方式。こちらの募集戸数は 4 戸、応募者数は 128 名、応募倍率は 32.0 倍。</p> <p>令和 4 年 7 月募集。抽せん方式。こちらの募集戸数は 18 戸、応募者数は 107 名、応募倍率は 5.9 倍。</p> <p>令和 4 年 10 月募集。抽せん方式。こちらの募集戸数は 27 戸、応募者数は、155 名、応募倍率は 5.7 倍。</p> <p>【梶原会長】</p> <p>ただいまの案件について、ご意見、ご質問はあるか。</p> <p>発言無し。</p> <p>(1)「市営住宅の募集・応募状況について」終了。</p> <p>(2)「議題 2 市営住宅随時募集の実施について」</p> <p>事務局から説明。</p> <p>【秋山主査】</p> <p>趣旨、定期募集にて申込みがなかった市営住宅住戸に対して、随時、入居申込みを受付け、先着順にて入居者を決定する随時募集を実施する。</p> <p>項目、市営住宅随時募集の実施。内容、定期募集にて申し込みがなかった市営住宅住戸に対して、年間を通して入居申し込みを受付け、先着順にて入居者を決定することを実施方式とする市営住宅入居者募集を実施する。理由、従来、市営住宅の入居者の公募を年 4 回の定期募集において実施し、住宅確保要配慮者への住宅を供給してきた。しかし、近年の傾向として、各募集で申込みがなかった住宅が発生することがある。これらの状況から、随時募集により応募の機会を新たに創出することで、住宅ストックの有効活用と住宅確保要配慮者への効率的な住戸の提供を進める。施行時期は、令和 5 年 3 月を考えている。</p> <p>市営住宅随時募集の制度内容。①過去の募集で募集残となった住宅の入居者を募集する。ここでいう募集残とは、各募集回で申込みがなかった住宅のことを指す。②年 4 回（3 月、6 月、9 月、12 月）に住宅を募集対象住戸に追加予定。募集残となっている住宅がない場合は、追加しない。入居決定による住戸の更新は随時行う。③入居者の決定方法は先着順。抽せんは行わない。④抽せんがないため、申込みから約 2 か月で入居することができる。</p>
-----------------------	---

会議の内容
(要旨)

定期募集との比較。募集時期は年 4 回。実施の回数は同じであるが、随時募集に関しては住宅の追加というように考えている。応募期間については、定期募集は 1 週間程度であるが、随時募集は通年となる。募集対象住戸は、随時募集は募集残となった空家であるのに対して、定期募集はすべての空家となる。入居決定方法については、随時募集は先着順であるのに対して、定期募集は抽せん方式やポイント方式となる。入居までの期間は、随時募集は約 2 か月で入居が可能。定期募集は 3 か月から 4 か月。

随時募集の流れ。定期募集で募集残となった住宅が発生。募集残となった住宅を随時募集の対象として市の HP に住宅の一覧として掲載する。その一覧を見て市民が申込み。申込み後、直ちに資格審査開始し、これより先は、定期募集と同じ流れで入居手続きを進める。

【梶原会長】

ただいまの案件について、ご意見、ご質問はあるか。

【朝日委員】

募集残となった住戸を随時募集の対象の枠に入れ、定期募集には入居者が退去した住戸をあてるということか。

【秋山主査】

募集残となった住戸が随時募集へ移行するという考えであり、空き家と言われている入居者が退去した住戸は定期募集にて対応する。空き家に関しては、リフレッシュ工事や原状回復の時間がかかるため、比較的早く入居ができる随時募集にかけるのは難しい。定期募集にて募集残となった住戸を随時募集にかけることで、定期募集で落せん者となっても、その後の入居機会を確保しようとしているところが一番のポイントになる。

【朝日委員】

申込みが先着順と抽せんで大きく変わるということだが、書類を準備する期間が必要になってくる中で、先着順と言われてしまうと猶予がないような印象を受ける。書類の準備期間などの影響により、先着順に不利となる方はいるのか。

【秋山主査】

都営住宅の行っている随時募集では、電話のみの申込みになっている。市の申込み方法については、電話と窓口への来庁の 2 点での対応を考えている。申込みにあたって書類を用意する必要はなく、まずは連絡をしていただき、その時に空いている住戸をご紹介できるような流れになる。

【梶原会長】

他にご発言はあるか。

発言無し。

(2)「議題 2 市営住宅随時募集の実施について」終了。

<p>会議の内容 (要旨)</p>	<p>(3)「議題3 八王子市営住宅条例の単身者の入居資格に係る除外規定の廃止について」</p> <p>事務局から説明。</p> <p>【秋山主査】</p> <p>趣旨、八王子市営住宅条例第7条第2項は単身での入居の資格要件を規定しているが、除外規定(「ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。」)を設けており、当該者の単身での入居はできないものとなっている。今回、除外規定の廃止により住宅に困窮する障害者に対して、的確に市営住宅を供給できるよう条例の改正を行う。</p> <p>項目、八王子市営住宅条例第7条第2項の単身者の入居資格に係る除外規定の廃止。内容については、改正前と改正後で但し書きの部分をすべて削る形で改正案を考えている。理由、国では平成23年に公営住宅法の改正を行い、入居者資格の同居を要件とする規定を廃止し、あわせて、単身での入居の資格要件についても廃止している。令和3年11月には国土交通省から、障害者に関する施策を所管する福祉部局と緊密な連携を図り、上記の除外規定の廃止を検討するよう技術的助言として通知された。また、東京都では令和4年6月に東京都営住宅条例を改正し、除外規定を廃止している。本市においては、市営住宅の管理運営上、入居者の資格として同居を要件とすることは存続するものの、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、除外規定を廃止するものである。改正条項、八王子市営住宅条例第7条第2項。施行時期は、令和5年4月を予定している。</p> <p>【梶原会長】</p> <p>ただいまの案件について、ご意見、ご質問はあるか。</p> <p>発言無し。</p> <p>(3)「議題3 八王子市営住宅条例の単身者の入居資格に係る除外規定の廃止について」終了。</p> <p>(4)「議題4 東京都パートナーシップ宣誓制度の実施に伴う市営住宅の入居要件の取扱いについて」</p> <p>事務局から説明。</p> <p>【秋山主査】</p> <p>趣旨、令和4年(2022年)11月1日から「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始されたことに伴い、本市においてもパートナーシップ関係にある者の市営住宅への入居を可能とする。</p>
-----------------------	---

<p>会議の内容 (要旨)</p>	<p>項目、東京都パートナーシップ宣誓制度の実施に伴う市営住宅の入居要件の取扱い。内容、東京都パートナーシップ宣誓制度によるパートナーシップ受理証明書を有する者については、市営住宅への入居要件である配偶者、同居親族、親族と同様の事情にある者とみなす。理由、東京都はパートナーシップ関係にある者の生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりのため、東京都パートナーシップ宣誓制度の運用を開始した。本市の方針においても、同制度の利用者について、夫婦であれば当然に享受できたであろう、生活上、支障が生じる行政サービスを提供することとしたことから、市営住宅への入居を可能とする。関連条例、八王子市営住宅条例第7条第1項。施行時期は、令和5年1月。</p> <p>八王子市営住宅条例第7条の親族の()内である「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」にパートナーを含むと解釈している。</p> <p>【梶原会長】 ただいまの案件について、ご意見、ご質問はあるか。</p> <p>【朝日委員】 資料4-4の中で、2(2)イのパートナーシップ関係の相手方がいる方の場合、パートナーシップ受理証明書等で確認でき、戸籍上の配偶者がいないこととあるが「等」でパートナーシップ受理証明書のほかに想定されるものはあるのか。</p> <p>【秋山主査】 現時点で確認できるものは、東京都の発行したパートナーシップ受理証明書のみ。</p> <p>【國松委員】 申込み時にパートナーシップ受理証明書を持っていないと申し込むことができないのか。</p> <p>【秋山主査】 パートナーシップ受理証明書が発行されて初めて入居の案内ができるようになる。</p> <p>【住宅政策課長】 パートナーシップ関係のある方々に対して門戸を開いていこうという趣旨のもと柔軟に対応していく。申請中であるなら、入居資格の審査や入居までに証明書の提出があれば入居の手続きを進めていく。</p> <p>【梶原会長】 他にご発言はあるか。</p> <p>発言無し。</p> <p>(4)「東京都パートナーシップ宣誓制度の実施に伴う市営住宅の入居要件の取扱いについて」終了。</p>
-----------------------	--

会議の内容 (要旨)	<p>【梶原会長】</p> <p>予定の議事は終了。他にご発言はあるか。</p> <p>他の発言はなく、閉会。</p>
---------------	---